

佐賀県訓令甲第8号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県職員被服類貸与規程（昭和55年佐賀県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条、第7条、第8条）					別表第1（第2条、第7条、第8条）				
区分	被貸与者	貸与品			区分	被貸与者	貸与品		
	職員の範囲	品目	数量	貸与期間(年)		職員の範囲	品目	数量	貸与期間(年)
1	略				1	略			
2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1)～(24) 略				2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1)～(24) 略			
	(25) 循環型社会推進課で廃棄物対策業務に従事する職員	夏作業服A（上、下）	1	<u>3</u>		(25) 循環型社会推進課で廃棄物対策業務に従事する職員	夏作業服A（上、下）	1	<u>2</u>
		冬作業服A（上、下）	1	<u>3</u>			冬作業服A（上、下）	1	<u>2</u>
(26) その他被服の汚損が著しい業務に常時従事する職員（(1)から(24)までに該当する者を除く。）	略			(26) その他被服の汚損が著しい業務に常時従事する職員	安全ゴム長靴	1	<u>2</u>	略	

改正前			改正後		
3 略			3 略		
4 福祉施設に勤務する職員	(1)・(2) 略		4 福祉施設に勤務する職員	(1)・(2) 略	
	(3) <u>保育士、寮母、児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、生活指導員及び職業指導員</u> （洋裁に係る職業指導員を除く。）	略		(3) <u>児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、生活指導員及び職業指導員</u> （洋裁に係る職業指導員を除く。）	略
	(4)・(5) 略			(4)・(5) 略	
5・6 略			5・6 略		
注1・注2 略			注1・注2 略		
別表第2（第13条関係）			別表第2（第13条関係）		
共用被服類		備考	共用被服類		備考
品目	共用期間(年)		品目	共用期間(年)	
略	略		略	略	
ゴム長靴	2		ゴム長靴	2	
登山靴	3		<u>安全ゴム長靴</u>	<u>2</u>	
略	略		登山靴	3	
			略	略	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。